

医療法人社団 永生会

共用型指定認知症対応型通所介護（介護予防共通）

「認知症グループホーム寿限無」

運営規程

共用型指定認知症対応型通所介護事業所（介護予防共通）認知症グループホーム寿限無 運営規程

1. 運営規程の目的

この規程は、医療法人社団永生会が設置する共用型指定認知症対応型通所介護事業所「認知症グループホーム寿限無」の事業の運営及び、利用についての必要な事項を定め、本事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

2. 開設事業者

- ・開設事業者名 医療法人社団 永生会
- ・理事長 安藤 克子
- ・法人所在地 東京都八王子市梶田町 583-15
- ・電話番号 042-661-4108
- ・法人設立年月日 昭和 48 年 4 月

3. 事業概要

- ・事業所名称 認知症グループホーム寿限無
- ・開設年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- ・所在地 東京都八王子市梶田町 590-4
- ・電話番号 042-662-6500
- ・ファックス番号 042-662-7800
- ・施設長名 戸川 亮
- ・介護保険事業所番号 1392900088
- ・事業実施地域 八王子市
- ・利用定員 1 日 3 名×2 ユニット（お手玉・竹とんぼ）

4. 運営の方針

- ・当事業所は、以下のような医療法人社団 永生会の「理念・基本方針」に基づき、より良い介護サービスのために努力します。
- ・私達は、医療・介護を通じた街づくり・人づくり・思い出作りに努めます。
- ・私達は、質の高い医療・看護・介護・リハビリを学び、優しいヘルスケアサービスを提供します。
- ・私達は、断らない、治し、支える医療・看護・介護・リハビリを実践し、地域の信頼と期待に応えます。
- ・私達は、健全運営の維持に努め、安心な安らぎにあふれた街づくりを支援します。

5. 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

① 管理者 1 名（常勤兼任）

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ・管理者は、利用申込みに係る調整、介護職員等に対する相談助言及び技術的指導を行い、また、他の職員と協力して認知症対応型通所介護計画の作成などを行います。

② 介護職員 1 名（その他、非常勤の介護職員等の若干名）

- ・介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康

管理、その他必要な業務の提供にあたります。

6. 営業日及び営業時間及び通常の営業地域

- ① 営業日
木曜日から月曜日(火・水定休日)ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。
- ② 営業時間
午前8時30分から午後18時00分
- ③ サービス提供時間
午前8時45分から午後18時00分
- ④ 通常の営業地域 八王子市 めじろ台1～4丁目、山田町、東浅川町、長房町、散田町1～5丁目、狭間町、梶田町、小比企町、館町、寺田町、みなみ野1～5丁目、大船町、グループホーム寿限無待機者

7. 共用型指定認知症対応型通所介護(予防共通)のサービス内容

サービス内容は、認知症対応型通所介護計画または介護予防認知症対応型通所介護計画(以下、「認知症対応型通所介護計画」)を立案し、「認知症対応型通所介護計画」に沿って計画的にサービスを提供します。

- ① 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な自立支援のためのサービスを提供します。(排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護等)
- ② 入浴に関すること
利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。(衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助等)
- ③ 食事に関すること
利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。(食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助等)
- ④ アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスに努めます。そのためのレクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、生活リハビリ等をプログラムに活かし、それらを通して仲間づくりや社会的活動の維持、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図るよう努めます。
- ⑤ 送迎に関すること
利用者に対し送迎サービスを提供します。運転者1人での送迎となります。
- ⑥ 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

8. 身体拘束、高齢者虐待等

- (1) 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者(又は当日担当責任者)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所担当職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を所定の書式に記載し、管理者確認の上、利用者代理人の同意を得る事とします。

- (2) 高齢者虐待防止法に基づき、虐待を防ぎ、虐待が行なわれていると考えられる時は、同法に準拠して適切に対応します。
- (3) 「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づき、身体拘束等適正化委員会にて検討し、原則として身体拘束が行われぬよう努力します。
- (4) 高齢者虐待防止の推進を図るため、「虐待の防止のための措置に関する事項」を以下に定めることとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

9. 居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携等

- (1) サービス提供にあたっては、利用者にかかる居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連絡体制等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
- (2) 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努めます。
- (3) 正当な理由なく事業の提供を拒みません。ただし、事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者、地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講じます。

10. 共用型指定認知症対応型通所(予防共通)介護計画の作成等

- (1) サービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、共用型指定認知症対応型通所介護(予防共通)計画を作成します。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった共用型指定認知症対応型通所介護(予防共通)計画を作成します。
- (2) 共用型指定認知症対応型通所介護(予防共通)計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る事とします。
- (3) 利用者に対し、この計画に基づいて各種介護サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

11. サービスの提供記録の記載

従事者は、事業提供した際には、その提供日・内容、その他当該事業について必要な記録を、サービス提供記録書に記載します。

12. 利用に当たっての重要事項

- ・ 利用中の食事……特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がり下さい。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事のお持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会……共用型指定認知症対応型通所介護(予防共通)をご利用中に面会が必要な場合は、職員までご遠慮なくお申し出下さい。
- ・ 飲酒・喫煙……飲酒はご遠慮下さい。(喫煙も健康上お勧めはできませんが、喫煙習慣のある方は所定の場所でのみ可能です。)

- ・ 火気の手扱い……施設の手可なく施設内で火気を使用できません。
- ・ 設備・備品の利用……丁寧に手扱い下さい下さい。破損させた場合弁償して頂くこともあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み……所持品は最低限のものにして下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理……金銭・貴重品のお持ち込みはお控え下さい。事業所利用中管理を委任されたもの以外は責任を負いかねます。
- ・ 事業利用時の医療機関での受診……緊急時は事業所の協力医療機関等に受診していただきます。
- ・ ペットの持ち込み……原則として個人でお持ち込みになるのはお断りいたします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・ 事業所では、多くの方に安心して事業の時間を過ごしていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 3. サービス提供にあたっての留意点

- (1) サービス利用にあたって、体調不良等によって共用型指定認知症対応型通所介護に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがあります。
- (2) 届出事項の変更として、利用者の住所・連絡先、その他事業所に届出または通知している事項に変更があった場合、速やかにその旨を届け出るようご協力お願いします。
- (3) その他
 - ・ 従業員は年金管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いは致しません。
 - ・ 従業者に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮下さい。
 - ・ 交通渋滞や他の利用者の状況、その他緊急訪問が生じた場合等は、送迎時間がずれることがあります。
 - ・ 災害（感染症の拡大防止のため）等止むを得ない事情により、サービス提供を中止させていただくことがあります。その場合既に実施したサービスについては所定のサービス料金を事業所に支払うものとします。

1 4. 利用料金

利用料金は、重要事項説明書に記載の基本料金、及びその他の料金とします。

1 5. キャンセル料金

利用キャンセルは前日の午後 12 時まで可能ですが、それ以降は利用キャンセル料（600 円）が発生致します。

1 6. 共用型指定認知症対応型通所介護（予防共通）の利用料の支払いの方法

契約書第 5 条の規定により、原則として振込とします。

1 7. 緊急時の対応、協力医療機関

事業者は、契約書第 9 条に基づき、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるほか、下記の協力機関の支援を受けます。

(1) 協力医療機関等

- ・ 名 称 医療法人社団永生会 永生クリニック
- ・ 住 所 八王子市栢田町 583-15

なお、家族等には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- (2) 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は家族等に対し早急に連絡し

ます。

- (3) 事業実施中に天災その他の災害が発生した場合、管理者の指示のもとで利用者の避難等の措置を講ずる事とします。

18. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し消火訓練、避難訓練等を行うとともに必要な設備を備えます。また、事業継続計画(BCP)に基づき防災対策を講じます。

- ・ 防火責任者 施設長
- ・ 総合防災訓練 年 2 回
- ・ 防火設備 自動火災通報装置、スプリンクラー等

19. 衛生管理及び従事者等の健康管理等

- (1) 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとします。
- (2) 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとします。

20. 個人情報保護及び、利用について

利用者及び、家族等の個人情報は、法令に定めるもののほか、事業所の個人情報保護方針に基づき保護に努めます。また、添付別紙「個人情報の保護に関する同意書」に定める内容に基づき利用する事があります。

21. 要望及び苦情処理の相談

契約書第 11 条に基づき、管理者は提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族等に説明します。

また、ご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談、お申し出下さい。

- ① 認知症グループホーム寿限無共用型指定認知症対応型通所介護苦情担当係
電話番号 042-662-6500
受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（火・水・年末年始を除く）
- ② 永生会相談窓口 永生会コールセンター
電話番号 0120-001-083
- ③ 八王子市市役所 福祉部高齢者福祉課相談担当
電話番号 042-620-7420
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土・日・祝日を除く）
- ④ 東京都国民健康保険団体連合会
電話番号 03-6238-0177
受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（土・日・祝日を除く）

22. その他運営についての重要事項

- (1) 従事者の質的向上を図るため、法人及び、事業所は法人研修・研究規定に基づき研修の機会を設けます。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団永生会が定めるものとします。

事業者 (所在地) 〒193-0942 東京都八王子市櫛田町 583-15
(法人名) 医療法人社団 永生会
(理事長) 安藤 高夫

事業所 (所在地) 〒193-0942 東京都八王子市櫛田町 590-4
(施設名) 認知症グループホーム寿限無
(施設長) 戸川 亮

平成31年4月1日作成
令和3年4月1日更新
令和4年5月1日更新
令和5年11月1日更新
令和7年2月18日